



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月17日（木曜日） 第 2582 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県水源地域保全条例施行規則……………（環境森林課）	1
告 示	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）	8
○歳入の収納の事務の委託……………（水産政策課）	8
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…（蛸・鱺・鰻鰻課）	8
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課）	8
○基本測量の実施の通知……………（管理課）	9
○基本測量終了の通知……………（ “ ）	9

○公共測量の実施の通知……………（管理課）	9
○公共測量終了の通知（2件）……………（ “ ）	9
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課）	9

労働委員会告示

○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 履歴等の公示……………	9
---------------------------------------	---

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数……………	10
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数……………	10

県議会公告

○公文書開示等の状況……………	10
-----------------	----

規 則

宮崎県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成26年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県水源地域保全条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出の対象となる水源地域内の土地）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野、保安林、田又は畑であるものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当するものを除く。

（使用及び収益を目的とする権利）

第3条 条例第2条第2項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

（水源地域の指定の案の告示）

第4条 条例第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 水源地域の指定の案
- （2） 水源地域の指定の案の縦覧の期間及び場所
- （3） 条例第9条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。次条及び第6条第1項において同じ。）の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（水源地域の指定等に係る意見書の提出）

第5条 条例第9条第4項の規定による意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した水源地域の指定（変更又は解除）に係る意見書（別記様式第1号）を提出して行うものとする。

（水源地域の指定に係る意見の聴取）

第6条 知事は、条例第9条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の10日前までに、同条第4項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指定する職員が行うものとする。

（届出を要する土地売買等の契約）

第 7 条 条例第10条第 1 項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
 - (2) 売買契約
 - (3) 交換契約
 - (4) 地上権に関する契約
 - (5) 地役権に関する契約
 - (6) 使用貸借に関する契約
 - (7) 賃貸借に関する契約
- (土地の所有権等の移転等の届出)

第 8 条 条例第10条第 1 項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（別記様式第 2 号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第10条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の種類
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

4 条例第10条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ア 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第 9 条第 2 号に掲げる森林整備法人
 - イ 独立行政法人森林総合研究所
 - ウ 国立大学法人法（平成15年法律第 112号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (2) 条例第10条第 1 項第 4 号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 2 条第 1 項第10号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）が行う同項第 9 号に規定する電気事業（以下「電気事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理
 - イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 120条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が行う同項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱又はその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業に関する設備の管理
 - ウ 非常災害に際し必要な応急措置の実施

5 条例第10条第 3 項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記様式第 3 号）を提出して行うものとする。
(身分証明書)

第 9 条 条例第12条第 3 項の証明書は、身分証明書（別記様式第 4 号）によるものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第15条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、宮崎県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条から第10条までの規定は、条例附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記
様式第 1 号 (第 5 条関係)

水源地域の指定 (変更又は解除) に係る意見書

年 月 日

宮崎県知事 殿

意見提出者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり提出します。

1 意見に関する事項

意見の概要	
指定 (変更又は解除) の案について利害関係を有する旨を説明する事項	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 () <input type="checkbox"/> 利害関係人 ()
<input type="checkbox"/> 指定 (変更又は解除) の案に異議があり、意見の聴取を求めます。	

2 意見の陳述に関する事項

意見を陳述しようとする者	住 所	
	氏 名	

3 添付書類

所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面

注 1 該当する□にレ点を記入すること。

2 指定 (変更又は解除) の案に異議があり、意見の聴取を求める場合は、2 の意見の陳述に関する事項に必要な事項を記入すること。

3 () 内には、その内容を具体的に記載すること。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

当 事 者	氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	住所 (法人にあっては、主た る事務所の所在地)
所有権等の移転又は 設定をしようとする者		(電話番号)
所有権等の移転又は 設定を受けようとする者		(電話番号)

2 契約に係る土地の所在等

(1) 土地に関する事項

所 在	面 積 (m ²)	地 目	現 況
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
土地の利用目的			

(2) 契約に係る事項

契約を締結しようとする年月日	年 月 日		
契約の種類	<input type="checkbox"/> 権利の移転 (<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 権利の設定		
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権		
	期間の定めがある 場合は、その内容	年 月	日から 日まで

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注 1 該当する□にレ点を記入すること。
- 2 「所在」の欄は、契約に係る土地について、市町村名から記載すること。
全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が複数あるため記載できない場合は、「外○筆（別紙記載）」とし、別紙に記載の上、添付すること。
- 3 「面積」の欄は、原則として実測面積を記載すること。
実測面積が不明な場合は、登記簿に記載された面積を記載すること。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所
 氏 名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 (電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第10条第1項の規定により届け出た事項に変更があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更する事項		
変更の内容	変更前	変更後

様式第 4 号 (第 9 条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>第 年 月 日</p> <p>所 属 ・ 職 名</p> <p>氏 名</p> <p>有 効 期 限</p>	<p>5.5 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p>上記の者は、宮崎県水源地域保全条例第12条第2項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>		
<p>宮崎県知事</p>		<p>印</p>
<p>← 8.5センチメートル →</p>		

(裏)

<p>宮崎県水源地域保全条例 (抜粋)</p>
<p>(報告の徴収、立入調査等)</p>
<p>第12条 [略]</p>
<p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>
<p>3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(勧告)</p>
<p>第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

告 示

宮崎県告示第 285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
薬局エンゼルファーマシー広島店	宮崎市	薬局	平成26年 2月1日

宮崎県告示第 286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 26年 4 月 3 日	特定非営利活動法人いきいき会	萱野 照三郎	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎 4 丁目48番地	この法人は、要介護者ができる限り住み慣れた自宅で、安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立った地域福祉サービス活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを

目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・キッド延岡野田店
延岡市野田町1863- 1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アレス 代表取締役 蒲原晴生
熊本県熊本市北区楠七丁目 8 番10号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アレス 代表取締役 蒲原晴生
熊本県熊本市北区楠七丁目 8 番10号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月 1 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 300㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び東側 74台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 10台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物外西側 36. 2㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物外西側 16. 5㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後11時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物北側及び東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 4 時まで
- 届出年月日
平成26年 3 月31日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間

平成26年4月17日から平成26年8月18日まで
10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成26年4月17日から平成26年8月18日まで

11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量（機動観測）
- 2 作業地域
えびの市
- 3 作業期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2496号により公告した基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）が平成26年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（水準点測量）
- 2 作業地域
都城市北部
- 3 作業期間
平成25年12月20日から平成26年4月21日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2508号により公告した公共測量（航空レーザ測量、3件）が平成26年2月28日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2510号により公告した公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル 1,000）が平成26年3月14

日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月17日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路
3・3・12号 日の出通線
8・7・1号 延岡駅東西自由通路線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成26年4月17日
宮崎県労働委員会会長 日野直彦
あっせん員候補者名簿

(五十音順) (平成26年4月7日現在)

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
有 村 文 雄	県労働委員会労働者委員 N T T 労働組合九州総支部副執行委員長兼宮崎支部長	平25. 8.20
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社顧問	平25. 8.20
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	平25. 8.20
大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販代表取締役社長	平25. 8.20
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平25. 8.20
川 越 道 郎	県労働委員会事務局調整審査課長	平25. 4. 8
工 藤 久 昭	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平25. 8.20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平25. 8.20

黒 木 忠 博	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平25. 8.20
末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業株式会社顧問	平25. 8.20
砂 本 良 一	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平26. 4. 7
中 川 育 江	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会事務局長	平25. 8.20
中 原 健 次	県労働委員会公益委員 元宮崎県福祉保健部長	平25. 8.20
久 松 弘 幸	県商工観光労働部労働政策課長	平25. 8.20
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8.20
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8.20
安 井 伸 二	県労働委員会事務局長	平25. 4. 8
山 崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8.20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平25. 8.20

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年4月7日現在次のとおりである。

平成26年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,501人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,626人

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以

下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年4月7日現在次のとおりである。

平成26年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
 東臼杵郡選挙区 8,314人

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成25年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成26年4月17日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
7	7	2	0	0	0	0	9

（注1） 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

（注2） 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	0	7	7
県 外	0	0	0
計	0	7	7

3 不服申立ての件数

0 件